

新潟県立大学新3号館（仮称）設計業務 プロポーザル説明書

1 技術提案書の特定までの手続等

当該設計者選定方法は、簡易公募型プロポーザル方式とし、次のとおり行う。

- i) 手続き開始の公告及び説明書交付
- ii) プロポーザルへの参加を希望する者は次を提出
 - ・プロポーザル参加表明書（様式1。以下「参加表明書」という。）
 - ・添付様式（様式2, 様式3-1～3-4, 様式4, 様式5-1～5-4。以下「技術資料」という。）
- iii) 参加表明書の提出者の中から、技術資料の評価を基に技術提案書提出者を数者選定し、技術提案書（様式6, 7）の提出を要請
- iv) さらに、技術提案書の提出者の中から、技術提案書の評価を基に最優秀者及び次点の者を特定

項目	内容	日程(予定)
説明書の交付		4月10日(火)から 4月19日(木)まで
参加表明書の提出 期限	「参加表明書」及び「技術資料」を提出	4月10日(火)から 4月20日(金)まで
技術提案書提出者 の選定	提出された技術資料を審査し、技術提案書提出者を選定 選定された者へ「技術提案書提出要請書」を送付	4月下旬
技術提案書の提出 期限	「技術提案書」を提出	5月下旬
ヒアリング	技術提案書提出者(管理技術者及び建築意匠主任担当 技術者)からヒアリングを実施	5月下旬
技術提案書の特定		6月上旬

2 業務概要

(1) 業務名

新潟県立大学新3号館（仮称）建設工事基本設計業務

(2) 業務内容

新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地で計画されている新潟県立大学新3号館（仮称）建設工事の設計業務。

学校の位置付け、業務内容、整備の基本的な考え方、必要な機能・施設等については、別添1「新潟県立大学新3号館（仮称）の概要」による。

(3) 履行期間 平成30年7月～平成30年12月（予定）

(4) 委託料 27,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

(5) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が新潟県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団、暴力団員である者又

はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。(契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。)

ウ 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成7年1月新潟県告示第96号)に基づく平成30・31年度入札参加資格者名簿(業務の種類は「一級建築設計業務」に限る。)に登載されている者であり、新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく平成30・31年度入札参加資格者名簿に登載されていない者であること。

エ 新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

カ 新潟県内に主たる営業所を有していること。

キ 同一組織からの参加は1組に限る。

ク 事業を組合形式で実施する団体の、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできない。

(6) 業務実施上の条件

ア 配置予定管理技術者は一級建築士(建築士法に基づく定期講習を受講している者に限る。)であること。

イ 管理技術者並びに建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の各分野の主任担当技術者及び担当技術者を、各1名ずつ置くものとし、これらは兼任しないこと。

ウ 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していること。

エ 建築意匠は、委託契約条項第3条に定める再委託をしないこと。

なお、建築意匠以外で業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が新潟県建設コンサルタント等業務の入札参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。

オ 建築意匠の担当事務所は、他の応募者の協力事務所になっていないこと。

(7) その他

本業務の特記仕様書は別添1及び委託契約条項は別添2のとおりである。

3 参加表明書及び技術資料の作成、記載上の留意事項

(1) 参加表明書及び技術資料の作成方法

参加表明書及び技術資料の様式は、様式1、様式2、様式3-1～3-4、様式4、様式5-1～5-4(各様式共A4判)に示されているとおりとする。なお、提出は様式1から様式5-4までを左上ダブルクリップ止めとする。

(2) 記入要領及び注意事項

技術資料は、各様式の記入要領及び注意事項に従い作成する。

(3) 参加表明書及び技術資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4 参加表明書及び技術資料の提出方法について

- (1) 提出部数 7部（正本1部、正本のコピー6部）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出期間 平成30年4月10日（火）9時から
平成30年4月20日（金）16時まで
- (4) 提出先 新潟県立大学事務局企画課
住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地
TEL 025-368-8224
FAX 025-270-5173
電子メール kikaku@unii.ac.jp
- (5) その他要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

5 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は文書（書式自由、ただしA4判とする。）により行うものとし、電子メール（到着又は着信を確認すること。）で送信すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、担当者氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
ア質問の受付回答課4（4）の提出先に同じ。
イ質問の受付期間平成30年4月10日（火）から平成30年4月12日（木）16時まで
- (2) 質問に対する回答は、質問の受付期間最終日の翌日から2日以内に電子メール及びホームページ掲載により行う。（<http://www.unii.ac.jp/bidding/>）

6 技術提案書提出者を選定するための評価基準

(1)参加表明書及び技術資料の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下表の技術資料欄（CPDを除く。）のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト		
	判断基準				小計		
技術資料	資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築意匠	2	5
					建築構造	1	
					電気	1	
					機械	1	
	技術力	過去の類似業務実績の技術的評価 評価対象とする技術者数 ・管理技術者：1人 ・主任技術者 建築意匠分野：1人 電気分野：1人 機械分野：1人 (兼務していないこと)	過去の類似業務実績については、設計主旨、各立場で特に留意した事項、写真及び図面等を基に総合的に評価する。 これに加え、実績の立場を次の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		8	20
				主任担当技術者	建築意匠	6	
					電気	3	
					機械	3	
		過去15年間に担当した教育関係建物の業務実績	以下の順で評価する。 ①実績がある(大学)。 ②実績がある(高等学校) (新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。類似業務実績も同じ。)	管理技術者		1	5
				主任担当技術者	建築意匠	1	
			建築構造		1		
			電気		1		
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		1	5	
			主任担当技術者	建築意匠	1		
				建築構造	1		
				電気	1		
			機械		1		
取組意欲			ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。		5	5	
技術提案書	業務実施方針及び手法 (評価にあたっては、技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断する。)	業務の理解度	業務内容、業務背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する。		6	60	
		業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、特定テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		10		
	特定テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。		8		
		②	テーマ②について、同上		8		
		③	テーマ③について、同上		8		
		④	テーマ④について、同上		8		
図面	各項目への対応の的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12				
合計					100		

※技術提案書欄及びCPDは、技術提案書の特定において技術資料と併せて評価する項目とする。

※技術資料に記載できる類似業務の実績は、様式2の記入要領及び注意事項⑤のとおりとする。

資格評価表

分担業務分野	評価する資格(番号の順に評価する。)
管理技術者	
建築・構造	①一級建築士②二級建築士③その他
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士②一級電気工事施工管理技士③二級電気工事施工管理技士、その他
機械	①建築設備士、技術士、一級建築士②一級管工事施工管理技士③二級管工事施工管理技士、その他

海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

「技術士」とは、当該分野における技術者資格とする。

「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

(2) 技術資料の選定は、次に掲げる委員で構成する選定委員会が行う。

選定委員会

委員長 副理事長

副委員長 副理事・事務局長

委員 副学長・図書館長

人間生活学部長

事務局次長

テクニカルアドバイザー

7 非選定理由に関する事項

- (1) 提出された技術資料が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(設計業務に係わる技術資料の審査結果について(通知))をもって、公立大学法人新潟県立大学理事長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から7日(職員の勤務時間、休日、休暇等規程(平成21年4月1日規程第17号)第4条第1項及び第9条に規定する新潟県立大学の休日を含まない。)以内に書面(書式自由。ただしA4判とする。)により、公立大学法人新潟県立大学理事長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
ア 受付場所4(4)の提出先と同じ。
イ 受付時間9時から16時まで。

8 その他

- (1) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、技術資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 技術資料提出後において、原則として技術資料に記載された内容の変更を認めない。また、技術資料に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の

やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(3) 技術資料の取扱い

ア提出された技術資料は返却しないものとする。

イ提出された技術資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。

ウ提出された技術資料及びその複製は、8(3)イ以外に提出者に無断で使用しないものとする。

なお、技術提案書の選定において、技術提案書を公表する場合がある。

(4) 技術資料並びに技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

「新潟県立大学新3号館(仮称)の概要」

1 建設地の概要

- (1) 地名地番：新潟市東区海老ヶ瀬 4 7 1 番地
- (2) 敷地面積：43,892.55 m²
- (3) 地域地区：準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防火・準防火地域～指定なし（建築基準法第 2 2 条地域）

2 今回計画する建物の概要

- ①2020 年 4 月に開設予定の国際経済学部（仮称）（入学定員 90 名、収容定員 360 名）及び人間生活学部子ども学科（同年に入学定員 40 名から 50 名へ変更、収容定員 200 名）が主に教育研究活動を行う施設を新築する。
これまでの県立新潟女子短期大学時代から培ってきた伝統を重んじつつ、新学部が加わる新たな 4 年制大学を象徴するランドマークとなる建物としたい。
- ②上述の新学部開設及び子ども学科定員増により、大学全体の総収容定員は現行の 4 割増（計 1,440 名）となることから、学生、教職員が機能的に移動できる動線を考慮したい。また、主として音楽室等の子ども学科の実習等を行う各種実習室の配置については、新学部を含む学生及び教員等の静寂な教育研究環境が保たれるよう、十分な配慮が必要である。
- ③新棟内に図書館を設ける。現図書館は 1 号館 A 棟の 3 階（閲覧室）および 2 階（書庫）に位置しているが、新図書館は回廊等で現図書館と繋ぎ、受付カウンターが一か所の一つの図書館として一体的な運用を図りたい。
- ④図書館の一体的な運用と合わせて、回廊設置については雨風を避けるものとする。
- ⑤学内には学生達が自由時間に寛いだり、語り合うような場所が乏しいことから、学生向けのラウンジスペースを工夫して設置したい。

- (1) 用途：校舎（講義室、研究室、ゼミ演習室、図書館、音楽室、美術室、ラウンジ等）
- (2) 構造：RC・S・SRC 造のいずれか、5 階または 6 階建
- (3) 延床面積：6,160 m²内
- (4) 建築場所：（第 2 体育館敷地（現 3 号館は新棟竣工後に解体予定）
- (5) 1 号館 A 棟と回廊で繋ぐことを想定

3 施設概要（別紙参照）

4 事業計画予定

- (1) 基本設計 2018（平成 30）年 7 月～12 月
- (2) 実施設計 2019 年 4 月～11 月（予定）
- (3) 建設工事 2020 年 4 月～2021 年 12 月（予定）
- (4) 供用開始 2022 年 1 月を希望

新3号館(仮称)の施設内訳

	部屋名	室数	面積(m ²)	備考
1	大講義室	1	300.00 m ² 程度	300席程度、固定机
2	中講義室	1	202.51 m ² 程度	200席程度、固定机
3	中講義室	2	280.00 m ² 程度	140席程度(約140m ² を2室)、固定机
4	小講義室	1	90.00 m ² 程度	70席程度(可動机・イス)
5	中ゼミ室	5	200.00 m ² 程度	40m ² /室
6	小ゼミ室	2	40.00 m ² 程度	20m ² /室
7	学部長室	2	45.36 m ² 程度	22.68m ² /室
8	応接室	1	40.00 m ² 程度	
9	教員研究室	20	453.60 m ² 程度	22.68m ² /室(音楽、美術担当教員は別途)
10	保健管理センター	1	120.00 m ² 程度	必ず1階に設置
11	地域連携センター	1	89.48 m ² 程度	
12	図書館		984.08 m ² 程度	現1号館A棟の図書館と一体運営を図りたい
13	学生ラウンジ		387.38 m ² 程度	全面積を大スペースと小スペースの2箇所に分けての配置も可
14	ロッカー室1	1	35.80 m ² 程度	1.3m ² /個(27個)を想定する。
15	ロッカー室2	1	65.00 m ² 程度	1.3m ² /個(50個)を想定する。
16	会議室1	1	120.00 m ² 程度	
17	会議室2	1	68.00 m ² 程度	
18	美術室	1	185.00 m ² 程度	準備室の25m ² 含む
19	美術教員研究室	1	22.68 m ² 程度	美術室の準備室と隣接
20	音楽室	1	135.00 m ² 程度	準備室の25m ² 含む 防音対策
21	音楽レッスン室	4	112.00 m ² 程度	28m ² /室×4室 防音対策
22	音楽教員研究室	1	37.68 m ² 程度	研究室(レッスン室を兼ねる) 防音対策 音楽レッスン室と同フロア希望
23	器楽練習室	14	91.00 m ² 程度	ピアノ練習(5m ² /室×14室)×1.3(廊下面積) 防音対策
24	実験室	1	52.50 m ² 程度	幼児の活動スペース(観察室にてモニターで観察する)
25	観察室	1	22.50 m ² 程度	(実験室と隣接)
26	印刷室	1	11.20 m ² 程度	研究室フロアに配置
27	トイレ	6	266.10 m ² 程度	各階約40m ² 程度(大講義室等のフロアのみ面積大)
28	エレベーター		39.72 m ² 程度	6.62m ² /階(13人用)
29	その他		1,664.24 m ² 程度	廊下・階段、回廊、機械室、電気室、給湯室など (廊下・階段等の適切な配分、配置等により倉庫等を設けたい)
			6,160.83 m ² 程度	総面積を超えてはならない

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、設計要領、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、頭書の委託業務を誠実に履行し、発注者は、受注者に対する債務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約により取得した目的物（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務に関して受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(管理技術者等)

第6条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者等を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者等は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期限の変更、委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第7条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者等を兼ねることができない。

3 第1項及び第2項の規定は、建築設計業務においては適用しない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第8条 発注者は、管理技術者若しくは主任技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第3条の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 受注者は、委託業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、発注者に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する

必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰することのできない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(危険負担)

第11条 第13条第4項の規定による成果品の引渡し前に生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害をも含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者の負担とする。

(履行遅滞による損害)

第12条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金（遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の1の額とする。）を徴収して、期限を延長することができる。

2 発注者の責めに帰する理由により第14条の規定による契約金額の支払が遅れたときは、受注者は、発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の履行届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前2項の規定を準用する。

4 発注者の検査に合格したときは、受注者は、成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約金の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、契約金の支払を請求する。

2 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

3 発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めるときは、受注者は、契約金額の10分の3以内の金額（1万円単位とし、1万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払うものとする。

(部分払)

第15条 受注者は、発注者が部分払（1回に限る。）をすることが適当と認めるときは、その指示する部分が完了した後、発注者にその旨届け出て検査を受けなければならない。

2 部分払の額は前項の検査に合格した部分に対する契約金相当額の10分の9以内とし、その支払方法は前条第2項の定めによる。

3 前払金の支払を受けた場合に部分払を受けることができる金額は、第1項の検査に合格した部分に対する契約金相当額に対する契約金額の割合を、当該前払金の支払額に乗じて得た金額を前項の規定による部分払相当額から減じた額とする。

(かし担保)

第16条 発注者は、成果品にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求については、次の各号に定める期間内（当該かしが、受注者の故意又は重大な過失による場合は、10年以内）に行わなければならない。

(1) 土木設計業務等 第13条の規定による引渡しを受けた日から3年以内

(2) 測量及び調査業務 第13条の規定による引渡しを受けた日から1年以内

(3) 建築設計業務 第13条の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該建築物の工事完成後2年以内

3 発注者は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

4 第1項の規定は、成果品のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第 17 条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき、受注者がこの契約に違反したときその他契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。受注者が契約の解除を申し出たときも同様とする。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、第 14 条第 4 項の規定により前金払をしたときは、受注者は、前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第 12 条第 2 項に規定する利率によって算定した額とする。）を付けて、発注者に返還しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の定めにより契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を違約金として受注者から徴収することができる。

4 発注者は、委託業務が完了しない間は、第 1 項の定めによるほか必要がある場合には契約を解除することができる。この場合において、前金払をしたときは、第 2 項の定め（利息に関する定めを除く。）を準用する。

5 前項の定めによる契約の解除により受注者に損害を生じたときは、発注者はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6 発注者が第 1 項又は第 4 項の定めにより契約を解除した場合に、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したのものがあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する契約金の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受注者に支払わなければならない。

第 17 条の 2 発注者は、前条第 1 項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

(5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 発注者は、前条第 1 項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(損害賠償の予定)

第 18 条 受注者は、第 17 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、請負金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項等)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。